

OB・OG 訪問の際の注意事項

OB・OG 訪問では、会社案内やホームページからだけでは分かりにくい、実際の仕事内容や職場の雰囲気など、より深く企業研究を行うために必要な情報を得ることが出来ます。また、実際にその会社で働くことをイメージするうえでも参考になります。皆さん一人一人の希望や業界・企業の特性等を考慮し、必要に応じて以下の要領にて訪問または面談してください。

OB・OG 訪問時の学生のマナーについて先輩方から指摘を受けるケースが増えています。先輩方は忙しい仕事の合間を縫って対応してくださっています。質問の内容、言葉遣いなどに十分気をつけて、謙虚な姿勢で臨みましょう。

なお、OB・OG 訪問の際、学生がセクシャルハラスメント等のトラブルに巻き込まれるケースが発生しています。企業等の事業主には、求職者等に対するセクシャルハラスメント対策が義務化されていますので、別添 1 をご確認のうえ、トラブルに巻き込まれないように注意していただくとともに、対応に困った際には、事業主が設置する相談窓口やグローバル・キャリア・センター等に相談してください。

＜訪問の手順＞

- **OB・OG を探す**
  グローバル・キャリア・センターでは、「１）企業別卒業生在籍者名簿（企業提供）」および「２）卒業生（OB・OG）開示情報（GCC 作成）」を利用して卒業生の氏名、勤務先を調べることができます。２）の場合、卒業生の連絡先は開示していません。

- **企業人事、採用担当部署に OB・OG の連絡先を尋ねる**
  訪問したい OB・OG が在籍する企業の人事、採用担当部署に電話、メールにて連絡し、OB・OG の連絡先開示を依頼します。

- **アポイントメントを取る**
  OB・OG の連絡先がわかったら、主に以下の点に注意して電話又はメールで連絡しましょう。
  - 所属と名前を名乗る（明記する）。
  - どこで連絡先を知ったのか伝える。
  - 訪問の目的（知りたいこと、聞きたいこと）を伝える。
  - オンラインか対面かどちらで訪問が可能か、ご都合を伺う。近年はオンラインでの訪問が増えています。
  - 都合のいい日時を尋ねる。なお、先輩の都合にあわせるのが原則ですが、遅い時間帯の対面訪問は避けましょう。メールの場合、外せない予定がある日は明記しておきましょう。
  - 必要に応じて連絡先を伝える（明記する）。安易に携帯番号や個人アドレス等個人情報は伝えず、連絡には TUFS アドレス（**@tufs.ac.jp）を使いましょう。

- **訪問する**
  - 企業によっては、訪問時のやり取りがその後の選考で参考にされることもあります。マナーや身だしなみに気をつけて、実際の面接のつもりで臨みましょう。
  - 訪問前には企業の事業内容を確認するとともに、質問する内容も準備しておきましょう。
  - 当然ながら遅刻は厳禁です。約束の場所の近くには少なくとも 5～10 分前に到着しておき、定刻に訪問するようにしましょう。
  - オンライン訪問の場合には、約束の時間の 3 分前までには入室できるよう準備しておきましょう。その際、通信環境に注意し、静かな場所で繋げるようにしてください。
  - 面談は基本的に 1 時間以内で終えるようにしましょう。

- **お礼をする**
  訪問後は、時間をあけずに、必ずお礼のメールやお礼状を送りましょう。話を聞いて参考になった点や興味を持った点なども併せて伝えましょう。

−学生・生徒の皆さまへ−
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

求職者等に対するセクハラ対策を事業主に新たに義務化する改正男女雇用機会均等法が令和８年10月１日から施行されます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、
事業主が雇用する労働者による**「性的な言動」**により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

求職活動等の例

※ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

- 採用面接
- 就職説明会
- 労働者への訪問（いわゆるＯＢ・ＯＧ訪問）
- インターンシップ
- 教育実習、看護実習等の実習

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

面接中、面接官から「恋人はいるのか」といったプライベートな部分に関する質問を受け、苦痛を感じて**就職活動の意欲が低下した**。

会社のインターンシップに参加したところ、社員から**食事やデートにしつこく誘われた**ため、苦痛を感じて、**就職活動の意欲が低下**した。

就職希望の会社の社員にＯＢ・ＯＧ訪問をした際、**社員から性的な関係を求められた**ことで、苦痛を感じて、**就職活動の意欲が低下**した。

事業主が講じなければならない措置には以下のようなものがあります

就職活動やインターンシップをするときはあらかじめ確認しましょう

方針等の明確化と周知・啓発	相談体制の整備	事後の対応	そのほか
✓ **求職活動等に関するルール**（※）**をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等に周知・啓発**する ※面談時間及び場所の指定、やり取りに用いるＳＮＳの種類の指定　等	✓ **相談窓口**をあらかじめ定め、**求職者等に周知**する	✓ 事実関係を迅速かつ正確に確認する ✓ 被害者に対する配慮のための措置を行う	✓ プライバシー保護のための措置を講じ、求職者等に周知する

もしセクハラ被害にあったら…

まずは**事業主が設置する相談窓口**に相談しましょう！

事業主が対応してくれない、事業主に相談しにくいなど、お困りの際は…

学校が設置するキャリアセンターやお近くの都道府県労働局にご相談ください！
なお、新卒応援ハローワーク等の窓口にも相談できます。